

南風原町国土強靱化地域計画

令和3年7月

目次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 計画の推進	
第1章 対象とする災害	3
1 本町の地域特性	
2 災害の履歴	
3 災害の想定	
第2章 地域強靱化の基本的な考え方	17
1 地域強靱化ビジョン	
2 基本目標	
3 事前に備えるべき目標	
4 地域強靱化を推進する上での基本的な方針	
第3章 地域強靱化の推進方針	20
1 評価の枠組み及び手順	
2 地域強靱化の推進方針	
第4章 計画の推進	38
1 重点施策	
2 本計画の進捗管理及び不断の見直し	
(別冊) 資料編	
1 本町の概況	
2 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	
3 個別施策分野の推進方針と重要業績評価指標 (K P I)	
(参考) リスクシナリオごとの事業一覧	

はじめに

1 計画策定の趣旨

近年、気候変動に伴い、集中豪雨や大型台風が頻発する等、災害が多岐にわたるほか、今後30年以内に70%の確率で起こるとされる首都直下地震等、大規模災害の発生が懸念されています。沖縄県は、平均的に毎年7個強の台風が襲来し、暴風雨、高波などを伴って各所に大きな被害を与えています。また、梅雨期を中心にした大雨による浸水、がけ崩れなどの災害、冬期の低気圧や季節風による海難があります。地震活動は、列島の南東側の琉球海溝から北西側の沖縄トラフ周辺及び石垣島近海から台湾東方沖にかけて活発で、西表島近海ではときどき群発地震の発生があります。過去には死傷者や家屋の損壊などの被害を伴った地震がたびたび発生しており、1966年の与那国島近海の地震では与那国島で死者2名、石垣崩壊などの被害がありました。

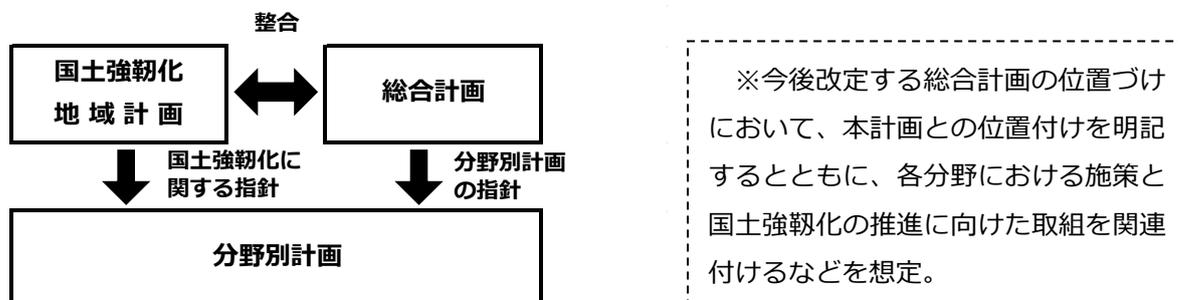
また、先島諸島で1万2千人を超える死者を出した1771年の八重山地震津波（明和大津波）、沖縄本島をはじめ各地に津波が襲来し、死者3名をもたらした1960年のチリ地震津波など津波による被害も受けています。平成25年度の沖縄県地震被害想定調査結果では、沖縄本島南東沖地震3連動が発生した場合、甚大な被害が生ずると想定されており、早期の防災、減災に向けた取組が求められています。

このような中、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）（以下「基本法」という。）に基づき、国が定める国土強靱化基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画との調和を保ちながら、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えた、真に災害に強いまちをつくるため、南風原町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条（※）の規定に基づき、南風原町（以下「本町」という。）における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

また、計画の趣旨等を踏まえ、各分野における個別計画等の指針として位置づけるものとします。



（※）基本法第 13 条

「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができます。」

【参考】国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係性

項目	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討のアプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
対策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	予防・応急・復旧などの具体的対策
施策の重点化・指標	有	無

3. 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、必要に応じて見直すものとします。

4. 計画の推進

本計画の策定後は、計画の着実な推進を図るため、施策ごとに設定した重要業績評価指標（KPI）の達成状況等を評価するとともに、必要に応じて施策の見直しを行う等、実効性を確保します。

第1章 対象とする災害

1 本町の地域特性

(1) 位置・面積

南風原町は沖縄本島の南部、北緯 26 度 11 分、東経 127 度 43 分に位置し、那覇市や西原町、与那原町、南城市、八重瀬町、豊見城市に囲まれ、県内で唯一、海に面しない町です。

本町は、与那覇、宮城、大名、新川、宮平、兼城、本部、喜屋武、照屋、津嘉山、山川、神里からなり、総面積 10.76 km²です。

(2) 地勢地質

地形は南北に 5.5 km、東西に 3.2 kmの広がりをもち、町の中央には、標高 85mの黄金森が大きく横たわり東西へ伸び高津嘉山と重なり起伏のある山野を形成し、北の新川は首里に接し高台となっており、南東の盆地は国場川の上流及び支流に接し極めて肥沃な土地です。地質は、ジャーガルと呼ばれる重粘土壤で第 3 期泥灰岩に由来する土壤です。

(3) 気候・気象

本町の位置する沖縄県は、地理的には、亜熱帯に属し、海上の影響も考えに入れると亜熱帯海洋性気候です。年平均気温が 22℃～23℃で、海洋の影響を受け一年中気温変化が小さく、また、大陸と太平洋との間であって冬は北よりの季節風が、夏は南よりの風が卓越します。約 4 ヶ月余りも吹きつづける北よりの季節風は 1 月、2 月頃の真冬の最盛期をすぎれば次第に衰え、春から夏に変わる時期に「小満芒種」(スーマンポーサー)と呼ばれる沖縄地方の雨期がやってきます。この雨期も夏の季節風の前駆である「夏至南風」(カーチーバー)の吹き出しとともに明けます。時期的なずれはありますが沖縄の「小満芒種」と呼ばれる雨期は日本本土の「梅雨」の現象と変わりません。雨期明けとともに本格的な夏が訪れやがて台風期に入ります。

統計では年間平均 7 個の台風が襲来し、7 月から 10 月にかけて集中的に襲来します。10 月になると「新北風」(ミーニシ)が吹き始め、北よりの冬の季節にかかります。夏から冬の変換期にあたる秋期は梅雨期におけるようなはっきりした天候のぐずつきはありませんが、幾分不順な天候が続きがちです。

(4) 河川

本町を流下する主な河川は、二級河川の国場川である。国場川は、与那原町と西原町の境にある運玉森に源を発し、本町のほぼ中央部の市街地を東から西へ横断するように西流しています。また、この国場川の支川として準用河川の宮平川と、二級河川の長堂川が本町を流下している。宮平川は兼城で、長堂川は津嘉山で、それぞれ国場川の本川に合流します。

(5) 人口及び世帯数

本町の人口・世帯数は、住民基本台帳人口及び世帯数によると、令和3年1月末時点で40,354人、15,995世帯であり、年々増加しています。また、令和2年1月末時点と比較すると、人口が約1.0%、世帯数が約2.7%増加しています。

(6) 交通事情

本町は、国道329号、507号及び県道241号宜野湾南風原線等の南部圏から那覇市への交通が集中する位置にあり、朝のラッシュ時にはこれらの主要交差点付近での交通渋滞が慢性化している状況です。

さらに、沖縄自動車道の延伸ルートとして、那覇空港自動車道、それに伴うバイパス工事等が進行し、本町を取り巻く交通環境は、複雑多岐にわたることが予想されます。また鉄道、船舶による輸送経路がないため自動車による輸送が唯一の交通手段です。

(7) 産業、就業構造

本町の平成27年の産業別就業人口をみると、第一次産業が3.6%、第二次産業が15.9%、第三次産業が80.4%と、県平均とほぼ同様に、第三次産業の割合が高くなっています。第一次産業及び第二次産業の就業者数及びその割合が近年減少傾向にあるのに対し、第三次産業は就業者数・割合ともに増加しています。

業種別にみると、医療・福祉17.5%と最も多く、次いで卸売業・小売業が14.4%、サービス業が7.1%と続いています。

2 災害履歴

(1) 本町における近年の主な自然災害と被害

No.	発生日	警報等発令状況	災害種別	発生場所
1	H23.8.4	台風第9号	地すべり	兼城340
2	H27.7.20	大雨洪水警報	地すべり	兼城340
3	H28.4.10	大雨洪水警報	急傾斜地の崩壊	那覇・南風原クリーンセンター敷地内
4	H30.10.4	台風第25号	地すべり	兼城相互団地



No. 4

No. 3

No. 1

No. 2

(2) 県付近における主な地震被害

発生年月日	震源	マグニチュード	被害
1664年	沖縄島島付近	—	死者 1名、海底から噴火、津波被害
1771年	石垣島近海	7.4	死者 11,757名 家屋流出 3,229棟
1909年	沖縄本島近海	6.2	死者 2名 家屋全壊 7棟
1911年	奄美大島近海	8.0	死者 12名 家屋全壊 422棟
1947年	与那国島近海	7.4	死者 5名 山崩れ、地割れ、落石
1966年	与那国島近海	7.8	死者 2名 家屋全壊 1棟
1992年	西表島近海	5.2	1,336回の有感地震を観測
1995年	奄美大島近海	6.6	喜界島で震度5
2010年	沖縄本島近海	6.9	糸満市で震度5弱

出典：「沖縄県における地震・津波・火山噴火資料（沖縄気象台）」及び「気象庁防災気象情報」を参考に作成

3 災害の想定

本計画は、本町の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こりうる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定しました。ただし、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771 年八重山地方大地震の津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、町内全域で可能な限り対策を講じる必要があります。

(1) 風水害

① 台風

本県が過去に大規模な被害を受けた 4 つの台風を事例に、本町においても同規模の災害を想定します。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮します。

大規模な被害を受けた台風

	昭和32年台風14号 フェイ	第2宮古島台風 コラ	平成15年台風第14号 マエミー	平成27年台風第21号 ドゥーージェン
襲来年月日	昭和32年(1957年) 9月25日,26日	昭和41年(1966年) 9月5日	平成15年(2003年) 9月10日,11日	平成27年(2015年) 9月27日
最大風速	47.0m/s(那覇)	60.8m/s(宮古島)	38.4m/s(宮古島)	54.6m/s (与那国町祖納)
最大瞬間風速	61.4m/s(那覇)	85.3m/s(宮古島)	74.1m/s(宮古島)	81.1m/s (与那国町祖納)
降水量	70.7mm(那覇、 25~26日)	297.4mm(宮古島、 3~6日)	470.0mm(宮古島、 9~12日)	206.0mm (与那国町祖納 27~28日)
死傷者・ 行方不明者	193名(うち死者及び 行方不明者131名)	41名	94名(うち死者1名)	-
住宅全半壊	16,091戸	7,765戸	102棟(うち全壊19棟)	37棟
備考				平成27年9月28日、与那国町 に災害救助法(昭和22年法律 第118号)適用

② 河川のはん濫(浸水想定)

県内の重要河川である次の水位周知河川については、水防法に基づく浸水想定区域が指定されており、本町では国場川が指定されています。浸水想定区域、洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、当該河川がはん濫した場合の浸水シミュレーションで予測しています。なお、支川のはん濫、高潮及び内水によるはん濫は考慮されていません。

また、重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)が3区域、重要水防区域外で危険と予測される区域(河川)1区域があります。

※水位周知河川とは、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして、水防法第13条第2項に基づき、沖縄県知事が指定した河川です。

町内の浸水想定区域一覧

対象水系・区間	想定降雨(発生確率)	関係市町村(浸水予想概要)
国場川水系国場川	国場川流域全体に60分の降雨 で102mm(50年に1回程度起こ る大雨)	南風原町(国場川沿い周辺で浸水 深2m未満)

出典:「沖縄県地域防災計画」平成30年3月、沖縄県防災会議

本町の重要水防区域内で危険と予測される区域（河川）（令和2年4月現在）

水系河川名 (重要水防区域)	危険と予測される 主な区域	予測される被害の程度				
		予測され る危険	家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
国場川水系国場川 (南風原町大名～河口)	南風原町兼城、宮平	溢水	580	20.8	2,270	42.6
国場川水系宮平川 (南風原町宮平～国場 川合流点)	南風原町宮平	溢水	910	76.0	3,540	118.0
国場川水系長堂川 (南風原町山川～国場 川合流点)	豊見城市長堂 那覇市国場 南風原町山川 八重瀬町外間	溢水	310	21.0	1,270	36.9

出典：「令和2年度 沖縄県水防計画」沖縄県

本町の重要水防区域外で危険と予測される区域（河川）（令和2年4月現在）

水系河川名 (重要水防区域)	危険と予測される 主な区域	予測される被害の程度				
		予測され る危険	家屋 (棟)	耕地 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)
国場川水系長堂川 (国場川合流点より上 流2.2km～合流点)	南城市大里福原	溢水	910	76.0	3,540	118.00

出典：「令和2年度 沖縄県水防計画」沖縄県

③土砂災害（危険箇所・区域）

本町には、土石流危険箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域が存在します。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定しています。

本町の土砂災害危険箇所・区域一覧

土石流危険溪 流箇所	地すべり危険 箇所	急傾斜地崩壊 危険箇所	砂防指定地	地すべり防止 区域	土砂災害 警戒区域
1	5	9	1	2	13

出典：「令和2年度 沖縄県水防計画」沖縄県

(2) 地震

本町の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づく被害の概要は次のとおりです。

① 想定地震及び被害予測

県が想定した陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の 8 の想定地震を設定しました。その中で、本町において想定される震度は、6 強が 1、6 弱が 6、5 強が 4 となっています。想定地震の概要は次のとおりです。

本町に係る地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	深さ (km)	計測震度※（南風原町）			震度 (南風原町)	マグニ チュード	備考
		最大値	最小値	平均値			
沖縄本島南部断層系による地震	3	6.6	5.7	5.9	6弱	7.0	平成21年度 沖縄県地震被害 想定調査より
伊祖断層による地震	3	5.9	5.5	5.6	6弱	6.9	
石川一具志川断層系による地震	3	5.5	5.1	5.3	5強	6.9	
沖縄本島南部スラブ内地震	30	6.3	5.9	6.1	6強	7.8	
宮古島断層による地震	3	2.9	2.6	2.7	3以下	7.3	
八重山諸島南西沖地震	2	3.2	3.0	3.0	3以下	8.7	平成23・24年 度津波被害想 定調査より
八重山諸島南方沖地震	2	3.8	3.6	3.6	4	8.8	
八重山諸島南東沖地震	2	5.2	5.0	5.0	5強	8.8	
沖縄本島南東沖地震	2	5.7	5.5	5.6	6弱	8.8	
沖縄本島東方沖地震	2	5.7	5.5	5.5	6弱	8.8	
石垣島南方沖地震	1	2.9	2.7	2.7	3以下	7.8	
石垣島東方沖地震	0.3	3.4	3.2	3.2	3以下	8.0	
石垣島北方沖地震	2	3.5	3.2	3.3	3以下	8.1	
久米島北方沖地震	2	5.2	5.0	5.1	5強	8.1	
沖縄本島北西沖地震	2	5.2	5.0	5.0	5弱	8.1	
沖縄本島南東沖地震3連動	2	6.0	5.8	5.8	6弱	9.0	
八重山諸島南方沖地震3連動	2	5.4	5.1	5.2	5強	9.0	
沖縄本島北部スラブ内地震	30	5.7	5.5	5.5	6弱	7.8	
宮古島スラブ内地震	30	3.9	3.7	3.8	4	7.8	
石垣島スラブ内地震	30	3.3	3.1	3.1	3以下	7.8	

<予測結果の概要>

本町の予測死者数は、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最も多く 13 人に上ります。負傷者数は、重症が 104 人、軽症が 381 人に上ります。負傷の主な原因となる建物被害も、全壊が 1,092 棟、半壊が 1,784 棟に上ります。建物の焼失棟数もこのケースで 5 戸発生します。

ライフラインについても、沖縄本島直下プレート内地震の被害が最も大きく、断水人口は 35,103 人、停電も 3,757 戸に上ります。

②直下型地震について

①の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から想定したものです。地震の多い我が国においてはどの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりえます。

そこで、県では県内市町村の地震防災マップの作成等、全市町村の地震対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード6.9（最大震度5.8）の地震（一律地震動による地震）を想定し、震度、液状化、建物被害を予測しています。

本町の地震・津波被害量予測一覧（平成25年度沖縄県地震被害想定調査結果より抜粋）

想定項目			沖縄本島南部スラブ内地震	沖縄本島南東沖地震3連動
建物被害	全壊棟数 (棟)	揺れ	1,029	431
		液状化	46	46
		土砂災害	12	3
		津波	0	0
		地震火災	5	3
		合計	1,092	484
	半壊棟数 (棟)	揺れ	1,696	1,076
		液状化	59	59
		土砂災害	28	8
		津波	0	0
合計		1,784	1,143	
人的被害	死者数 (人)	建物倒壊	12	4
		土砂災害	1	0
		津波	0	0
		地震火災	0	0
		ブロック塀	1	1
		合計	13	5
	負傷者数 (人)	建物倒壊	483	267
		土砂災害	1	0
		津波	0	0
		地震火災	1	1
		ブロック塀	25	24
		合計	484	268
	重傷者数 (人)	建物倒壊	103	43
		土砂災害	1	0
		津波	0	0
		地震火災	0	0
		ブロック塀	10	9
		合計	104	48
	軽傷者数 (人)	建物倒壊	380	224
		土砂災害	1	0
津波		0	0	
地震火災		1	1	
ブロック塀		15	15	
合計		381	224	
要救助者数 (人)	地震	461	193	
	震度	0	0	
	津波に伴う要搜索者数(人)	0	0	

想定項目				沖縄本島南部スラブ内地震	沖縄本島南東沖地震3連動
ライフライン 被害	上水道	断水人口 (人)	直後	35,103	34,886
			1日後	34,814	34,561
			1週間後	32,105	31,347
			1ヶ月後	13,759	12,243
	下水道	支障人口 (人)	直後	7,718	6,304
			1日後	6,509	5,309
			1週間後	2,345	1,913
			1ヶ月後	56	56
	電力	停電軒数 (軒)	直後	3,757	2,281
			1日後	276	174
			1週間後	0	0
			1ヶ月後	0	0
	通信施設	不通回線数 (回線)	直後	2,421	1,442
			1日後	2,230	1,333
			1週間後	326	199
			1ヶ月後	163	100
都市ガス	支障戸数 (戸)	直後	1	1	
		1日後	1	1	
		1週間後	1	1	
		1ヶ月後	1	1	
交通施設被害	道路	道路(箇所)		10	9
		道路施設(箇所)		9	9
	港湾・漁港	港湾(箇所)		0	0
		漁港(箇所)		0	0
生活機能支障	物資不足量	食料(食)	1～3日	2,715	2,934
			4～7日	46,346	39,243
		飲料水(瓶)	1～3日	206,824	206,618
			4～7日	402,816	396,748
	毛布(枚)		2,216	1,110	
災害廃棄物 被害(万t)	災害瓦礫発生量		9	4	
	津波堆積物発生量		0	0	
避難者	避難所内 (人)	1日後	1,185	630	
		1週間後	4,671	4,222	
		1ヶ月後	4,003	3,434	
	避難所外 (人)	1日後	790	420	
		1週間後	4,671	4,222	
		1ヶ月後	9,339	8,012	
災害時要援護者 被害(人)	1日後		227	121	
	1週間後		894	808	
	1ヶ月後		766	657	

(3) 津波

本町における津波の浸水想定は、「沖縄県地図情報システム津波浸水予測図（H24）」によると、那覇市との行政界の長堂川のごく一部で浸水が予測されています。しかし、前述の被害量予測一覧に示すとおり、本町への被害は少ないものと予測されていますが、万一の場合も考慮しておくことも重要であるという認識に立ち、県の調査に基づき、概要を次のとおりにまとめます。

①最大クラスの津波

a)平成 24 年度県調査

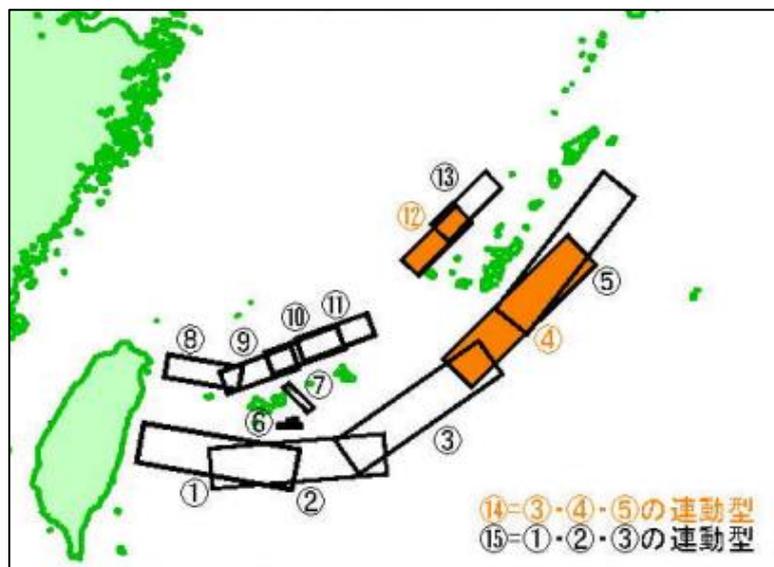
平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測しています。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定したものです。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）の想定モデル、予測結果等の概要のうち、本町に影響を及ぼす想定地震モデルの概要は次のとおりです。

沖縄県津波被害想定調査（平成 24 年度）津波浸水想定モデルの地震

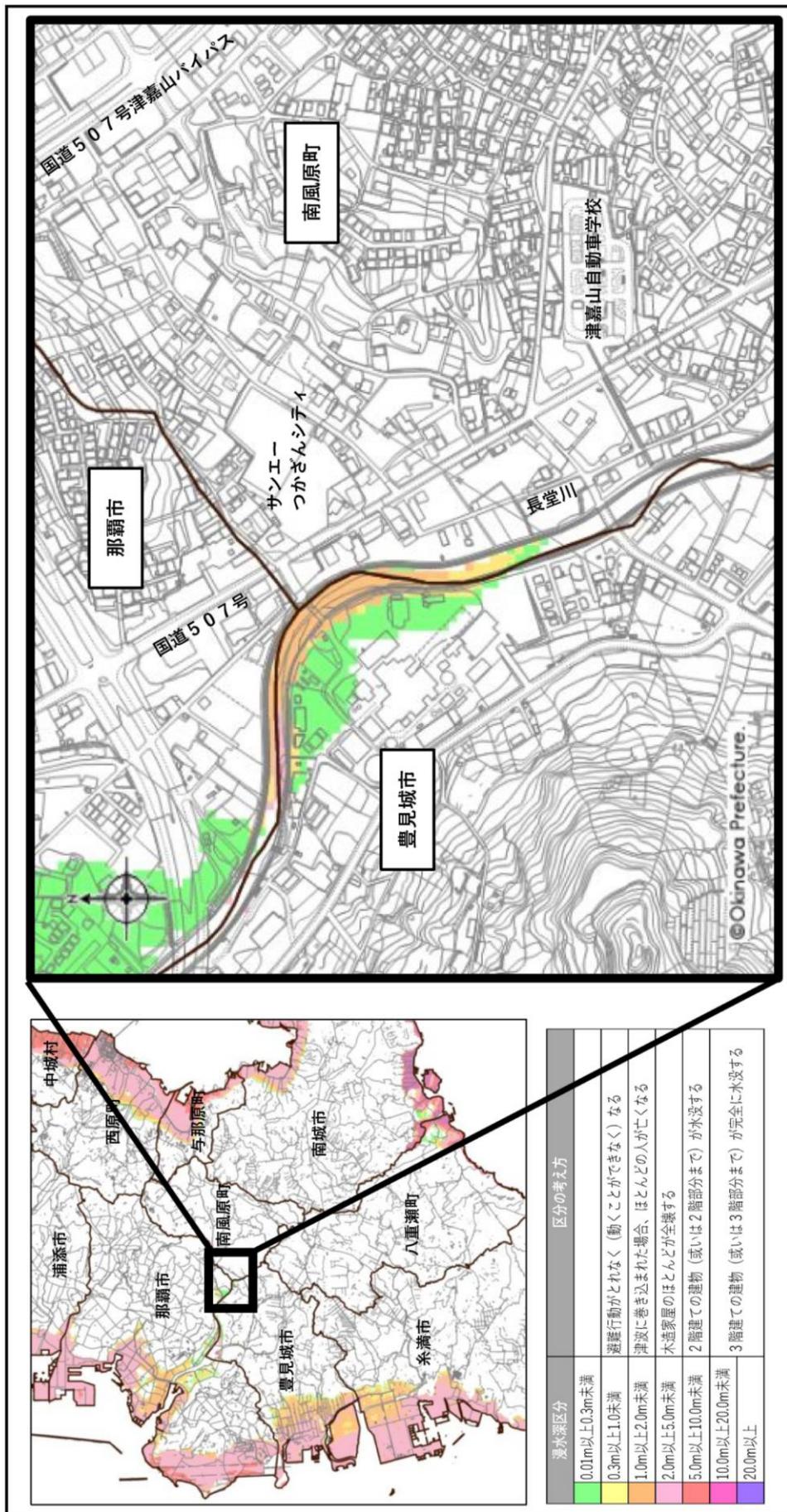
番号	想定地震	マグニチュード（※1）
④	沖縄本島南東沖地震	8.8
⑫	久米島北方沖地震	8.1
⑭	3 連動 沖縄本島 南東沖地震	9.0

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。



想定地震の位置図

津波浸水予測図（平成24年度）



※本予測図は、沖縄県地図情報システムに掲載された津波浸水予測図（H24）より抜粋し作成したものである。

b)平成 26 年度県調査結果（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

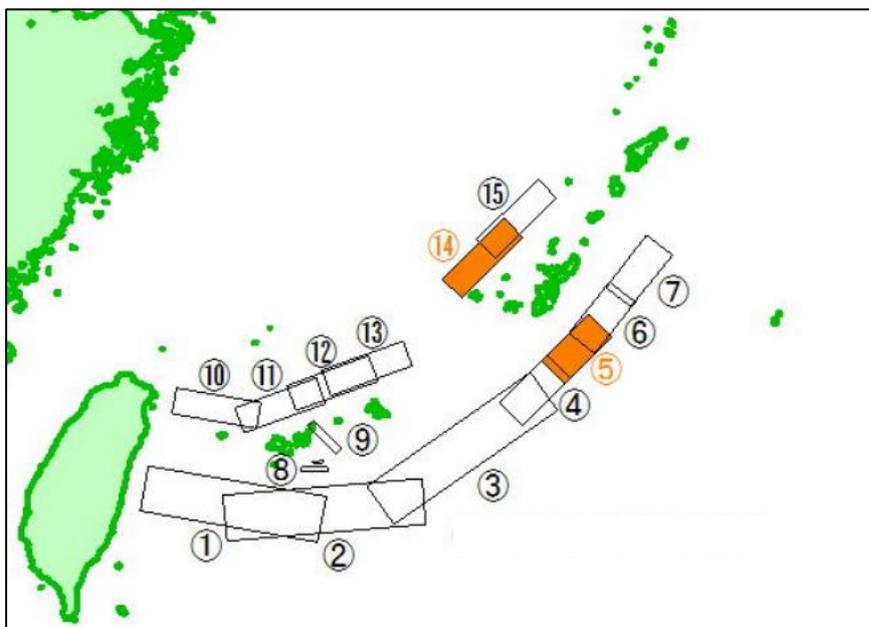
平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測しています。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものです。想定モデル、予測結果等の概要において本町に影響を及ぼす想定地震は存在しませんが、本町に隣接する区域において一部浸水予測がなされているため、当該モデルの概要を次に示します。

なお、これらの断層により襲来が想定される津波高は、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による南海トラフの巨大地震モデルや 1960 年チリ津波による津波高を上回っています。

沖縄県津波浸水想定設定調査（平成 26 年度）津波浸水想定モデルの地震

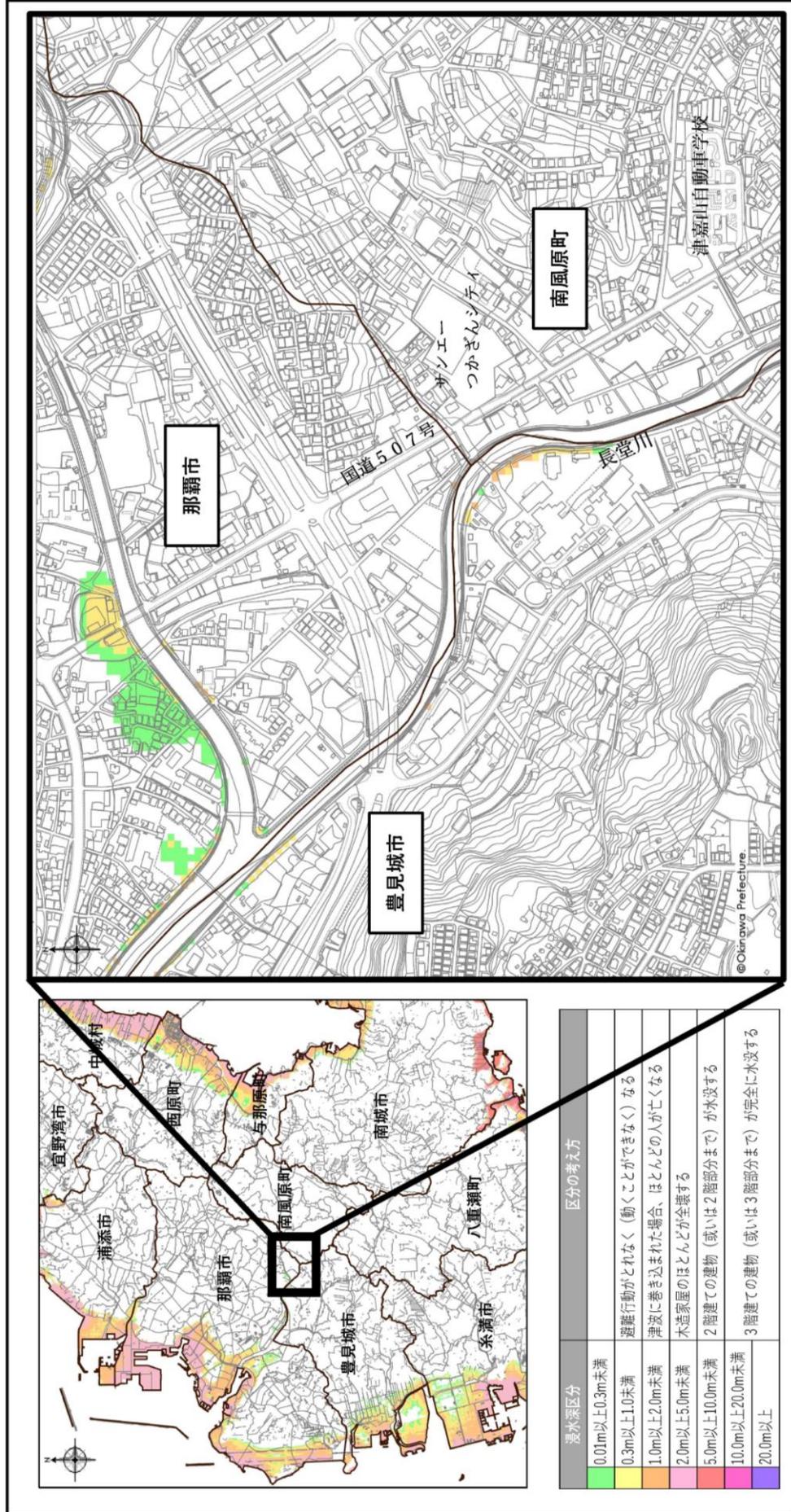
番号	想定地震	マグニチュード（※1）
⑤	沖縄本島南東沖地震	8.2
⑭	久米島北方沖地震	8.1

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。



想定地震の位置図

津波浸水予測図（平成26年度）



※本予測図は、沖縄県地図情報システムに掲載された津波浸水予測図（H26）より抜粋し作成したものである。

(参考) 南海トラフ地震

南海トラフ沿いでは、100年～150年程度の周期で大規模な地震（M8クラス）と大きな被害が発生しています。南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方の太平洋沿岸を中心として、広範囲で甚大な被害が発生し、本町でも太平洋側の一部が津波による被害が発生するおそれがあります。本町は県の「南海トラフ地震防災対策推進地域」には指定されていないが、一部津波浸水の想定がなされていることから、注意が必要です。



出典：沖縄県地図情報システム

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

1 地域強靱化ビジョン

町は、町民・行政・防災関係機関がそれぞれの立場で防災活動を展開し、大規模な災害の軽減を図るための体制づくりとして、「自助」「共助」「公助」の精神が根ざした、災害に強くしなやかに、安心して住み続けられるまちづくりを目指すものとします。

(1)「自助」活動

町民自身が「自分の命は自分が守る」という自助の精神のもと、地域における防災力の向上を図るため、防災知識の普及啓発や地域の防災訓練、自主防災組織の活動等への参加などを促します。

(2)「共助」活動

「自分達のまちは自分達で守る」というお互いに助け合う共助の精神のもと、地域防災力の担い手となる人材育成や、地域における避難支援や救助活動等が実施できる体制づくりを進めます。

(3)「公助」活動

自助、共助の活動を推進するため、公共施設等における耐震化の促進や避難所の機能拡充等のハード整備を進めるとともに、災害防止に関する基礎的な情報提供や災害時における情報提供手段の拡充など、町としての防災体制強化に努めます。

2 基本目標

「自助・共助・公助」の3つによる災害に強くしなやかに、安心して住み続けられるまちづくりを実現するため、沖縄県国土強靱化地域計画との整合性を図りつつ、本計画の基本目標を以下の①～④とし、地域強靱化を推進します。

【基本目標】

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

町民や地域、民間事業者、行政が連携・協力し防災力を向上させることが、本町の強靱化に繋がることを念頭に置くものとします。その上で地理的及び地域特性を踏まえ、地域強靱化の取り組みを進めていくものとします。そこで本町においては、先に挙げた4つの基本目標を達成するため、以下のとおり①～⑧の事前に備えるべき目標を定めます。

【事前に備えるべき目標】

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン^{*}を含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

※サプライチェーン：製品が消費者に届くまでの全過程のこと。

4 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進します。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ①本町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ②短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③町内各地域の特性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより持続可能な発展につなげていく視野を持つこと。
- ④本町の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ①災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ②「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ①社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財源の有効的な活用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ②限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用、民間との積極的な連携により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ④人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

第3章 地域強靱化の推進方針

地域強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、それに基づき本計画の施策を定めることとします。

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定するリスク

本計画においては、第1章の本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とします。

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、その妨げになるものとして、沖縄県国土強靱化地域計画及び本町の地域特性等を踏まえ、8の「事前に備えるべき目標」ごとに、次頁のとおり37の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）一覧

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、学校や社会福祉施設、商業・観光施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町の脆弱性が高まる事態
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		1-5	防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症、健康被害等の大規模発生
		2-7	地域の共助体制の機能不全により、死傷者数が増大する事態
		2-8	要配慮者及び避難行動要支援者への支援が不足する事態
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	地場産業の生産力低下による地域活力の停滞
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給の途絶
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	ため池、農業施設、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	宅地の大規模損壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	避難所等の機能不全等により被災者の生活が困難となる事態
		8-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(3) 脆弱性評価の考え方

前述の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに、強靱化に関連する本町の施策や現状のどこに課題があるのか把握するため、「強靱性」の対義語である「脆弱性」について、分析・評価を行いました。

2 地域強靱化の推進方針

脆弱性の分析・評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について推進方針を整理します。

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、学校や社会福祉施設、商業・観光施設等の不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
--

①大規模災害対応力の強化

大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある消防防災体制及び危機管理体制の強化を図るため、避難施設・避難経路等の整備や備蓄物資の確保促進、医療救護体制の強化など、避難・救護体制の整備を推進する。

また、地域における防災力の向上については、ハザードマップや防災訓練、避難訓練の充実等を図る。

【総務課・国保年金課】

②地域防災組織の拡充、消防力の強化

地域における防災力の向上のため、町民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織の結成促進を図る。

実行力のある消防防災体制の強化を図るため、消防防災設備等の整備、消防職員等の人材育成を図るとともに、大規模災害への対応も踏まえて東部消防組合と連携の強化などを図る。

【総務課・東部消防組合】

③緊急物資輸送機能の確保、密集市街地等の整備改善と避難地の確保

災害時の輸送手段及び代替性の確保については、緊急輸送道路や無電柱化、沿道建築物の耐震化等を推進する。また、必要に応じて自衛隊ヘリの災害派遣要請や民間ヘリ等の応援要請を迅速にできる体制を構築する。

密集市街地等における防災機能の改善については、老朽建築物の建て替えや狭あい道路の整備を促進するとともに、防災機能を付加した都市公園等の整備を推進し、避難経路、避難地等の確保に取り組む。

【総務課・まちづくり振興課・都市整備課・区画下水道課】

④公共施設等における耐震化対策の推進、学校施設の耐震化対策の推進、社会福祉施設等の耐震化

生活基盤の機能維持・強化として、道路など公共施設の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組む。

住宅・建築物の耐震対策については、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組む。

生活基盤の機能維持・強化として、学校施設の耐震化対策、老朽化対策等に取り組む。

生活基盤の機能維持・強化として、社会福祉施設等の耐震化対策、老朽化対策等に取り組む。

【総務課・企画財政課・まちづくり振興課・都市整備課・こども課・
国保年金課・教育総務課・区画下水道課・生涯学習文化課】

⑤民間住宅・建築物等の耐震化促進

住宅・建築物の耐震対策については、民間建築物の建物所有者等に対する積極的な普及啓発等により、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度を構築するなど、耐震化の促進を図る。また、住宅・建築物の機能維持・劣化予防については、老朽化対策や適正な維持保全の推進等に取り組む。

【まちづくり振興課・都市整備課】

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

①治水対策

治水対策（河川・ダム）については、都市河川の維持管理及び整備を県に働きかけ機能維持・強化に取り組む。

【総務課・まちづくり振興課・都市整備課】

②都市の浸水対策

下水道による都市の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を推進するとともに、内水ハザードマップの見直しや住民等による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進する。

【まちづくり振興課・都市整備課・区画下水道課】

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町の脆弱性が高まる事態

①土砂災害対策

土砂災害対策については、避難に手助けが必要な人々が利用する老人ホームなどの要配慮者利用施設が含まれる危険箇所について、重点的に対策を行うとともに、災害時における警戒避難体制の整備、建物の構造規制や立地規制などの対策を進める。

【総務課・保健福祉課・まちづくり振興課・都市整備課】

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

①防災情報システム等の拡充強化

町民、観光客等への迅速な情報提供として、災害用情報通信手段（代替手段、冗長性、電源）の確保及び定期的な点検、情報通信機器を充実させるなど、情報提供手段の多様化を促進する。

【総務課・企画財政課・産業振興課】

②地域防災組織の拡充（再掲）

地域内で情報伝達の不備等により避難行動が遅れることのないよう、地域防災組織の拡充に着実に取り組む。

【総務課】

1-5 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

①避難方法の周知

町民が自らの地域の災害危険性、避難経路、避難場所（避難所）を知ることができるように、防災マップ等を活用し、様々な機会に周知を図る。

【総務課・まちづくり振興課】

②避難訓練の実施

津波、浸水、土砂災害から適切な避難を行えるかについて、地域の災害特性に応じた避難訓練を実施する。

【総務課】

③警戒避難体制の整備

町民が迷いなく避難行動をとり、逃げ遅れを減らすことができるように、「避難情報」を迅速に情報伝達できる体制を整備する。

【総務課】

④防災情報システム等の拡充強化（再掲）

町民、観光客等への迅速な情報提供として、災害用情報通信手段（代替手段、冗長性、電源）の確保及び定期的な点検、情報通信機器を充実させるなど、情報提供手段の多様化を促進する。

【総務課・企画財政課・産業振興課】

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①災害時における事業者等との連携強化

災害時等における各種団体・民間事業者等との連携については、被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧等の応援対策を迅速に実施するため、協定締結などにより連携の強化を図る。

【総務課・産業振興課・まちづくり振興課】

②緊急物資輸送機能の確保（再掲）

災害時の輸送手段及び代替性の確保については、緊急輸送道路や無電柱化、沿道建築物の耐震化等を推進する。また、必要に応じて自衛隊ヘリの災害派遣要請や民間ヘリ等の応援要請を迅速にできる体制を構築する。

【総務課・まちづくり振興課・都市整備課・区画下水道課】

③水道施設の耐震化対策

生活基盤の機能維持・強化として、上水道施設や浄水場の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策を南部水道企業団に働きかける。

【総務課・南部水道企業団】

④上水道の整備

今後の水需要や水質の安全性を確保するとともに、老朽化した水道施設の計画的な更新、耐震化等を推進するよう、南部水道企業団に働きかける。

【総務課・南部水道企業団】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①公共施設等における耐震化対策の推進（再掲）、緊急物資輸送機能の確保（再掲）

地震等により道路や通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想されることから、孤立化等に強い施設整備及び孤立化等に強い人づくりに取り組む必要がある。

生活基盤を維持・強化及び孤立化等に強い施設整備などとして、孤立防止に重要な道路など公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む。

【総務課・企画財政課・まちづくり振興課・都市整備課】

②地域防災組織の拡充（再掲）

孤立化等に強い人づくりについては、初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、地域における防災力の向上として、町民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織の結成促進を図る。

【総務課】

③防災情報システム等の拡充強化（再掲）

孤立集落等においても迅速に情報提供を行うため、災害用情報通信手段（代替手段、冗長性、電源）の確保及び定期的な点検、情報通信機器を充実させるなど、情報提供手段の多様化を促進する。

【総務課・企画財政課】

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**①応援体制の強化（防災対策事業）**

災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、受援計画を策定し、事前の準備に努める。また、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して自衛隊、警察、消防等との連携体制を充実させる。

【総務課】

②消防力の強化（再掲）

消防の被災等により救助・救急活動等が絶対的に不足することのないよう、実行力のある消防防災体制の強化に取り組むこととし、消防防災設備等の整備、消防職員等の人材育成を図るとともに、大規模災害への対応も踏まえた連携の強化などを東部消防組合に働きかける。

【総務課・東部消防組合】

③消防・救急従事者の育成

地域の消防・防災を担う人材については、高度で専門的な消防職員や救急救命士の育成を推進するほか、消防団員の育成の促進を東部消防組合に働きかける。

【総務課・東部消防組合】

④公共建築物の耐震化の促進

大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要があり、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組む。

【総務課・企画財政課・こども課・国保年金課・まちづくり振興課・都市整備課・教育総務課・生涯学習文化課・東部消防組合】

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足**①災害時における事業者等との連携強化（再掲）、緊急物資輸送機能の確保（再掲）**

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給が不足することのないよう、災害時における事業者等との連携強化、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む。

【総務課・産業振興課・まちづくり振興課・都市整備課】

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

①救急医療の充実

救急の日等を通して、関係機関等との連携により、人工心肺蘇生法やAED設置等の普及啓発に努める。

【総務課・保健福祉課・国保年金課・東部消防組合】

②災害時の救急医療体制の充実

災害時に迅速な救急医療活動の展開を図るため、県及び関係医療機関と協力し、災害医療に係る情報収集等を行う。

【総務課・保健福祉課・国保年金課】

③公共建築物の耐震化の促進（再掲）

大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要があり、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組む。

【総務課・企画財政課・こども課・国保年金課・まちづくり振興課・都市整備課・教育総務課・生涯学習文化課・東部消防組合】

2-6 被災地における疫病・感染症、健康被害等の大規模発生

①感染症対策の推進

町民の保健衛生環境の向上を図るとともに、災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、町民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要である。そのため、新型インフルエンザ等の対策を図るなど、平時から感染症対策の推進に取り組む。

【総務課・国保年金課】

2-7 地域の共助体制の機能不全により、死傷者数が増大する事態

①地域の防災訓練の実施

地域の「共助」を実践的に学ぶため、地域の災害特性に応じた防災訓練を実施する。

【総務課】

②自主防災組織の設立、育成

地域における防災力の向上及び地域コミュニティの活性化を図るため、自主防災組織の設立、育成を図る。

【総務課】

③防災教育の実施

災害時に人的被害をできる限り少なくするため、地域における避難支援や救助活動等の「共助」の重要性、日頃の備え等の防災教育に係るセミナー等を開催する。

【総務課】

④人材の養成

防災知識の普及・啓発、地域の防災活動等を率先して担う人材を育成するため、養成講座の開催、活用機会の創出を図る。

【総務課】

2-8 要配慮者及び避難行動要支援者への支援が不足する事態**①避難行動要支援者名簿の作成**

避難行動の支援が必要な高齢者、障がい者等を地域で把握しておき、避難時に活用するための名簿を作成する。

【総務課・保健福祉課】

②避難行動要支援者の個別支援計画の作成・運用

避難行動要支援者を迅速に避難させるために、予め誰がどのように避難支援するか、一人ひとりの個別支援計画を作成し、運用する。

【総務課・保健福祉課】

③福祉避難所の拡充と支援体制の整備

要配慮者が避難生活に支障をきたさず過ごせるように、福祉避難所の指定を拡充するとともに、福祉避難所における支援体制の整備に努める。

【総務課・こども課・保健福祉課】

④要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

要配慮者が安全に避難するための、要配慮者利用施設における避難確保計画を作成する。

【総務課・こども課・保健福祉課】

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化**①公共建築物の耐震化の促進（再掲）**

大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要があり、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組む。

【総務課・企画財政課・こども課・国保年金課・まちづくり振興課・都市整備課・教育総務課・生涯学習文化課・東部消防組合】

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**①交通安全環境の整備**

災害時に信号機の全面停止等により重大交通事故が多発することのないよう、平時から交通安全環境の整備及び幹線道路や生活道路において交通安全施設等の整備を警察に働きかける。

【総務課・まちづくり振興課・都市整備課・区画下水道課】

3-3 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下**①公共建築物の耐震化の促進（再掲）**

大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要があり、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組む。

【総務課・企画財政課・こども課・国保年金課・まちづくり振興課・都市整備課・教育総務課・生涯学習文化課・東部消防組合】

②災害対策本部運営訓練（防災対策事業）

災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

【総務課】

③災害対策拠点整備

大規模災害時に全庁挙げて対応すること及び関係機関の受入と連携体制の構築の迅速化を図るため、災害対策本部等に必要な通信システム等の整備を行うとともに、当該システム等を防災訓練等で運用しながら、関係職員の習熟度向上を図る。

【総務課・企画財政課】

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

①災害時における事業者等との連携強化（再掲）

災害時に非常用発電機等の燃料を確保するため、民間事業者等との協定締結などにより連携の強化を図る。

【総務課】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

①防災情報システム等の拡充強化（再掲）

テレビやラジオが中断した際にも、町民等への情報提供ができるよう、災害用情報通信手段（代替手段、冗長性、電源）の確保及び定期的な点検、情報通信機器を充実させるなど、情報提供手段の多様化を促進する。

【総務課・企画財政課】

<p>5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下</p>
<p>①公共施設等における耐震化対策の推進（再掲）、緊急物資輸送機能の確保（再掲） 生活基盤の機能維持・強化のため、道路など公共施設の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組む。 災害時の輸送手段及び代替性の確保のため、緊急輸送道路や無電柱化、沿道建築物の耐震化等を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【総務課・企画財政課・まちづくり振興課・都市整備課・生涯学習文化課・区画下水道課】</p> <p>②陸上交通基盤の整備 産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進めるとともに、災害時にサプライチェーンの寸断や基幹的交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、物流の基盤として、陸上交通基盤等の整備に平時から取り組む必要がある。 陸上交通は、町民生活や観光客の利便性の向上及び産業の発展に密接に関わっていることから、高速性、定時性、安全性の確保に加え、広域幹線道路と生活幹線道路との効果的な結節など、多様なニーズに対応した質的充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">【まちづくり振興課・都市整備課】</p>
<p>5-2 地場産業の生産力低下による地域活力の停滞</p>
<p>①地域活力の活性化 関係機関と連携し、地場産業の担い手育成に向けて取り組む。</p> <p style="text-align: right;">【産業振興課】</p>
<p>5-3 食料等の安定供給の停滞</p>
<p>①災害時における事業者等との連携強化（再掲） 災害時等における各種団体・民間事業者等との連携については、被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送等の応援対策を迅速に実施するため、協定締結などにより連携の強化を図る。</p> <p style="text-align: right;">【総務課・産業振興課・まちづくり振興課】</p> <p>②農業生産基盤の整備 災害時に食料等の安定供給の停滞等、農業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、地域特性に適合する生産基盤の整備・保全を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【産業振興課】</p>

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

①安定したエネルギーの確保（再掲）、電力エネルギーの安定供給

電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止等、災害による生活・経済活動への影響を最小限にとどめるため、民間事業者へ働きかける。

【総務課・産業振興課】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給の途絶

①水道施設の耐震化対策・上水道の整備（再掲）

上水道が長期間にわたり供給停止することのないよう、配水系統間の相互融通、水道施設の耐震化及び更新に着実に取り組むよう、南部水道企業団に働きかける。

【総務課・南部水道企業団】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

①下水道事業（長寿命化・地震対策）

生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時に下水道の有すべき機能を維持するため、下水道施設等の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組む。

【区画下水道課】

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

①公共施設等における耐震化対策の推進（再掲）、緊急物資輸送機能の確保（再掲）

生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時にも地域交通ネットワークが分断することなどのないよう、道路など公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む。

【企画財政課・まちづくり振興課・都市整備課・区画下水道課】

②地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備

地域の特性や社会環境の変化等に対応した生活基盤の整備・拡充を図るとともに、災害時にも地域交通ネットワークが分断することのないよう、地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備に平時から取り組む。

交通・輸送基盤の整備については、魅力あるまちづくり及び産業・経済の発展を実現するため、交通施策を効率的かつ機能的に実施し、交通ネットワークの拡充・強化を含めた基盤整備を図る。

【総務課・まちづくり振興課・都市整備課】

7-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①密集市街地等の整備改善と避難地の確保（再掲）

震災時等の密集市街地及び既存集落においては、火災や建物倒壊等により被害が拡大する恐れがあることから、その防災機能の改善のため、老朽建築物の建て替えや狭あい道路の整備を促進するとともに、防災機能を付加した都市公園等の整備を推進し、避難経路、避難地等の確保に取り組む。

また、ブロック塀の倒壊を防ぐために生垣を整備するなど、避難する際における安全性の確保に取り組む。

【まちづくり振興課・都市整備課】

7-2 ため池、農業施設、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

①ため池等整備（農地及び農業用施設の保全）

老朽化による決壊等の恐れのあるかんがい用ため池の改修や風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所における土留め及び擁壁等の新設・改修を行うよう県に働きかける。

【まちづくり振興課】

②農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策

農林業の振興を図るとともに、自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕のため、土地改良施設及び農業施設の長寿命化・防災減災対策を行う。

【産業振興課】

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

①水質保全に関する監視活動、普及啓発等

野生生物にとって住みよい環境や町民の憩いの場としての自然環境を確保するとともに、災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から水質汚濁対策に取り組む必要があり、有害物資の貯蔵状況等に関する情報収集や、事業者に対する普及啓発や河川浄化等に関する普及啓発活動を実施する。

【住民環境課】

②大気汚染対策、事業者の指導

野生生物にとって住みよい環境や町民の憩いの場としての自然環境を確保するとともに、災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から大気汚染対策に取り組む、情報収集や発生源となる事業所等の指導等に取り組む。

【住民環境課】

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①農地及び農業用施設の保全

農林業の振興を図るとともに、農地の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時に被害が拡大することのないよう、農地及び農業用施設の保全に取り組む。

【まちづくり振興課・産業振興課】

②耕作放棄地発生防止の対策

農林業の振興を図るとともに、農地の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時に被害が拡大することのないよう、耕作放棄地発生防止の対策に取り組む。

【まちづくり振興課・産業振興課】

7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

①防災情報システム等の拡充強化（再掲）

災害発生時、被災地内外に正しい情報を発信するため、災害用情報通信手段（代替手段、冗長性、電源）の確保及び定期的な点検、情報通信機器を充実させるなど、情報提供手段の多様化を促進する。

【総務課・企画財政課】

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物処理計画の策定

大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が発生する恐れがある。災害廃棄物の円滑な処理には、仮置き場、処理ルート等を想定した町災害廃棄物処理計画を策定する。

【総務課・住民環境課】

②災害時における事業者等との連携強化（再掲）

災害廃棄物の処理等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携の強化を図る。

【総務課・住民環境課・産業振興課】

8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①地域づくりを担う人材の育成

地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、平時から地域コミュニティの活性化を図り、住民とともに地域づくりを担う人材の育成に努める。

【総務課・生涯学習文化課】

②地域防災組織の拡充（再掲）

地域における防災力の向上及び地域コミュニティの活性化を図るため、町民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織の結成促進を図る。

【総務課】

8-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①公共施設等における耐震化対策の推進（再掲）、緊急物資輸送機能の確保（再掲）

生活基盤の機能維持・強化を図るとともに、基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れることなどのないよう、道路など基幹インフラとなる公共施設の耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む。

【企画財政課・まちづくり振興課・都市整備課・区画下水道課】

②地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備（再掲）

地域の特性や社会環境の変化等に対応した生活基盤の整備・拡充を図るとともに、基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備に着実に取り組む。

【総務課・まちづくり振興課・都市整備課】

8-4 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①都市の浸水対策（再掲）

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、都市の浸水対策等に着実に取り組む。

【まちづくり振興課・都市整備課】

8-5 宅地の大規模損壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①災害未然防止のための対策の推進

宅地の大規模損壊等による被害を抑え、迅速な復旧・復興に向けた取り組みを進めるため、土地利用の適正誘導を図るとともに、県と協力して危険度の高い順に災害未然防止のための対策工事を進めていく。

【総務課・まちづくり振興課・都市整備課】

8-6 避難所等の機能不全等により被災者の生活が困難となる事態

①公共施設の避難所機能拡充

町内の各種公共施設について、災害時の避難所としての機能を拡充し、被災者の生活利便性向上に努める。

【総務課】

②関係団体等との連携強化

町内各関係団体やボランティア等との連携を強化し、災害時の初動体制の強化及び活動体制を確立に向けた取り組みを促進する。

【総務課】

③福祉避難所の拡充と支援体制の整備（再掲）

要配慮者が避難生活に支障をきたさず過ごせるように、福祉避難所の指定を拡充するとともに、福祉避難所における支援体制の整備に努める。

【総務課・こども課・保健福祉課・国保年金課】

8-7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①文化財指定地内に居住する所有者の火気使用制限を指導

火災を予防するため、文化財指定地の火気使用制限を指導する。

【生涯学習文化課】

②地権者及び管理者と連携した、倒壊等の防止対策

倒壊等による被害者を発生させないように、防止対策について地権者及び管理者が連携し、事前に対策を図る。

【生涯学習文化課】

③耐震化対策の推進、適正な維持管理

文化財に関する耐震化事業の実施及び維持管理、天然記念物の適正な維持管理に努める。

【生涯学習文化課】

④無形文化財の継承

平時から地域コミュニティの活性化を図り、町の無形文化財を後世に引き継ぐよう努める。

【生涯学習文化課】

第4章 計画の推進

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、施策の優先順位づけを行い、優先順位の高いものについて重点化を図り進めていくものとしますが、施策の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行います。

1 重点施策

●生活基盤及びインフラ施設の耐火・耐震化及び老朽化対策

大規模な災害への備えを着実に進めるため、道路や公共施設の耐火・耐震化及び老朽化対策を推進することとあわせ、学校や道路などの生活・社会基盤の耐震化に向けて以下の施策を推進します。

- ・防災上重要な道路の整備、改修
- ・避難施設の整備

●防災・危機管理体制の充実強化と早期復興に向けた取組み

災害発生時の初動行動や応急対策が迅速・的確に実施され、早期の復興が可能となるよう、以下の施策を推進します。

- ・災害時における事業者等との連携強化
- ・災害用情報通信手段の確保及び定期的な点検、情報通信機器の充実

●地域防災力の充実強化

災害から被害を最小限に抑えるためには、「自助」「共助」の精神に基づく取組みが重要であることから、地域ぐるみの防災活動の促進等に向けて以下の施策を推進します。

- ・地域防災組織の拡充、消防力の強化
- ・自主防災組織の設立、育成
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

2 本計画の進捗管理及び不断の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国・県の国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、必要に応じて計画の見直しを実施します。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとします。

また、本計画に基づく施策を確実に推進するため、計画的な実施ができているかどうか評価し、必要に応じて計画の見直しを行うPDCAサイクルを繰り返し実施します。